消費者

高額商品を次々に販売する催眠商法(SF商法)にご注意!の巻



見守りポイント

- ■催眠商法(SF商法)とは、閉め切った会場等に人を集め、無料や格安の商品を配り雰囲気を盛り上げた後、売り込もうとしている高額な商品の説明を行い、その商品を購入させる手口です。
- ■「商品がもらえる」「販売員の話が楽しい」など、 会場の雰囲気にひかれて通い続けて高額な商品 を次々と契約させられてしまったケースもあります。
- □過量な契約をしていても本人は被害に気付いていない場合があるため、家族や周囲の人の見守りが大切です。

対処方法

- ■会場等に行くと個別に勧誘を受け高額な商品の契約を断ることが難しくなります。 「無料の商品」「楽しい話」につられて会場に近づかないことが第一です。
- ■クーリング・オフできる場合もあります。困ったとき は消費生活センター等に相談しましょう。
- □家族や周囲の人は、本人に寄り添った話を心がけてください。本人は会場に行くことを楽しみにしている場合もあるため、頭ごなしに行動を否定すると逆効果になります。

和歌山県消費生活センター (073-433-1551

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 (0739-24-0999

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン 🕻 188 でもお近くの相談窓口につながります。